

認可外保育施設等の利用料の無償化（施設等利用費）について

施設等利用給付認定により、認可外保育施設等※の保育料（利用料）が無償化給付金（施設等利用費）の対象となります。つきましては、下記の説明事項をよくご確認ください、施設等利用費の給付を受けるために必要なお手続きをいただきますようお願いいたします。

※ 認可外保育施設等とは、認可外保育施設（ベビーシッター含む）、一時預かり事業（幼稚園型以外）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。無償化の対象となる施設・事業は、市町村から確認を受けたもの（認可外保育施設は吹田市独自の無償化の基準を満たしたもの）に限ります。

1. 認可外保育施設等の無償化について

認可外保育施設等の保育料（利用料）の無償化の内容は以下のとおりです。

認定区分	無償化の対象費用	無償化給付金の上限額※	無償化の方法	保護者の請求手続	無償化対象外の費用
新2号認定	保育料（利用料）	月額 37,000 円	保育料（利用料）を保護者が施設・事業に支払った後で、吹田市から保護者へ給付金を支給	必要	実費徴収の費用など 例）入園料、食材料費（利用料に含まれる場合を含む）、おやつ代、通園送迎費、行事費、教材費、キャンセル料など
新3号認定		月額 42,000 円			

※ 複数の認可外保育施設等を利用された場合でも月額上限額は同じです。

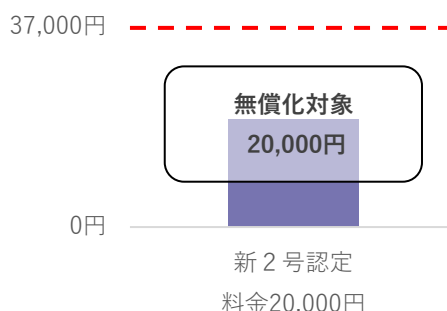
※ 幼稚園・認定こども園（教育部分）に在園している方が、認可外保育施設等を並行利用する場合、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業が十分な水準を満たしていない場合のみ、認可外保育施設等の利用料についても施設等利用費の対象となります。この場合の無償化の上限額は、月額 11,300 円（新3号認定は月額 16,300 円）から預かり保育に係る施設等利用費を除いた額となります。

（参考）無償化対象額の計算方法

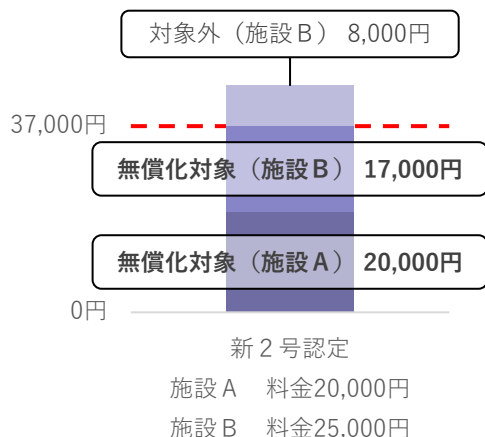
例1 認可外保育施設を1か所利用



例2 認可外保育施設を1か所利用



例3 認可外保育施設等を複数利用



【月途中の異動について】

月途中での市町村間の転出入等により、新2・3号認定が月途中で開始又は終了となった場合、その月の施設等利用費の上限額は日割りした金額となります。また、認可外保育施設に在園しながら月途中で市町村間の転入があった場合、その月の施設等利用費の上限額及び保育料は日割りした金額となります※。

※市町村間の調整により、月割りで認定する場合があります。

例1）月途中で認定終了又は他市町村へ転出する場合の限度額
37,000 円（又は 42,000 円）× 転出月における転出日の前日までの日数 ÷ その月の日数

例2）月途中で認定開始又は他市町村から転入した場合の限度額
37,000 円（又は 42,000 円）× 転入月における吹田市での認定日からの日数 ÷ その月の日数

【裏面もご覧ください】

2. 施設等利用費の請求手続について

認可外保育施設等を利用した方が、施設等利用費を受けるには、3か月に1度、施設等利用費の請求手続が必要です。下記のとおり必要書類を提出期間に提出してください。

吹田市での審査後、施設等利用給付認定申請時等に指定された口座へ振込します。

必要書類

利用した施設・事業	提出書類	作成者	提出先※	注意事項
・認可外保育施設 (ベビーシッター含む)	施設等利用費請求書	保護者	吹田市	様式と記入例を同封していますので、必要事項を記入・押印してください。
・一時預かり事業 (幼稚園型以外)	特定子ども・子育て 支援提供証明書兼領 収証	利用した 施設・事業		請求期間内の提供証明書兼領収証が必要です。複数の施設・事業を利用されている場合は、施設・事業ごとに交付を受け、添付してください。証明年月日、証明する者の記載及び押印がないものは無効です。
・病児保育事業				
・ファミリー・サポート・ センター事業※				

※ ファミリー・サポート・センター事業を利用された方は、援助会員が作成する「援助活動の報告」を併せて提出してください。

※ 振込先口座を変更する場合は、振込月の前月末までに、電子申請により口座振込先登録（変更）依頼書を御提出ください。

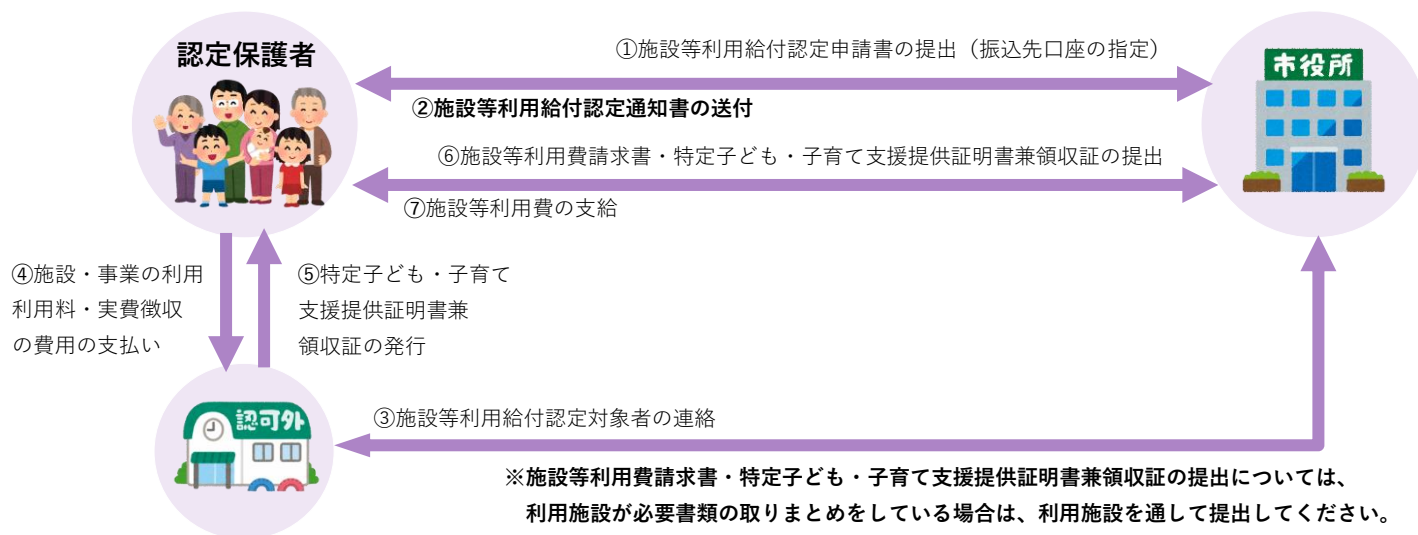
※ 請求に関する様式は、吹田市公式サイトからもダウンロード・印刷できます。



施設等利用費の請求
(保護者向け)

提出期間

利用期間	提出期間	支給時期（予定）
令和6年4月～6月分	令和6年7月1日（月）～7月19日（金）	令和6年9月末
令和6年7月～9月分	令和6年10月1日（火）～10月18日（金）	令和6年12月末
令和6年10月～12月分	令和7年1月6日（月）～1月17日（金）	令和7年3月末
令和7年1月～3月分	令和7年3月17日（月）～4月18日（金）	令和7年6月末



【重要】吹田市独自の認可外保育施設の無償化の基準について

吹田市の方が認可外保育施設（市内・市外）を利用する場合、吹田市が条例で独自に定める基準を満たさない施設は無償化対象外となり、施設等利用費の支給はできません。また、**令和6年10月1日以降は、国が定める基準を満たさない認可外保育施設等は無償化対象外となります。**

吹田市内の無償化対象施設、及び、市外の認可外保育施設（吹田市の条例で定める基準を満たすかの調査を行った施設のみ）は、吹田市公式サイトをご覧ください。



特定子ども・子育て
支援施設等一覧

<お問い合わせ先・提出先> 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市 児童部 保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当
電話：06-6384-1592(直通) メール：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp